

伝法フットボールクラブ規約

第1章 総 則

- 第1条 (設置) 本クラブは、大阪市立伝法小学校内(大阪市此花区伝法3-1 3-1 0)に置く。
- 第2条 (名称) 本クラブの名称は、此花FCジュニア.伝法 (以下クラブという) と称し、呼称を此花FCjr・伝法と称する。また、伝法FCも併用して称する。
- 1) 小学1年生～2年生のクラブ員(団員)は、伝法SS(サッカースクール)・小学3年生～6年生のクラブ員(団員)は、伝法FC称する。
- 第3条 (目的) 本クラブは、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外において、サッカーを通じ、生涯にわたるスポーツの生活習慣を身に付け、健康で、思いやりのある、心豊かな青少年の育成に資することを目的とする。
- 第4条 (活動) 本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) サッカーを主活動とし各種スポーツ活動
(本クラブの活動は、放課後、及び学校休業日(土・日)を原則とする。)
 - (2) 体力テスト
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 文化学習活動
 - (5) 他団体との交流交歓活動
 - (6) 奉仕活動
 - (7) その他本クラブの目的達成に必要な活動

第2章 クラブ員・指導者

- 第5条 (構成) 本クラブは、次の者をもって構成する。
- (1) クラブ員(団員) 此花中学 校下及び此花区内の園児～6年生
 - (3) 顧問、参与、相談役、伝法小学校の先生(小学校体育連盟担当)、代表登録指導者
 - (4) クラブが認めたコーチ(指導者)
 - (5) 育成会(部員の保護者、目的に賛同する個人、団体)
- 第6条 (クラブの加入登録) 本クラブの加入登録は、日本スポーツ少年団の所定の加入様式により、これを行う。又、前項の加入登録に当たっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。
- 第7条 (有効期間) 加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度ごとこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第8条 (本クラブの各団体への所属登録)

- (1) 本クラブは、第6条に定めるところにより加入登録を行ったクラブ員、指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により本クラブとして大阪市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、少年団の登録を行うものとする。
- (2) 本クラブは、**伝法小学校区地域活動協議会**（及びはぐくみネットワーク）に所属する。
- (3) 本クラブは、小学校体育連盟の伝法小サッカークラブとして登録をする。
- (4) 本クラブは、此花区少年少女サッカー連盟に登録をする。
- (5) 本クラブは、大阪市スポーツクラブには、**チーム状況を考慮して加盟登録する。**

第3章 役員

第9条 (役員構成) 本クラブには次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名 相談役 1名
- (2) 小学校体育連盟担当顧問（伝法小学校より） 1名
- (3) 参与 若干名
- (4) 代表（本クラブ代表指導者兼保険登録代表者） 1名 副代表 2名
- (5) 育成会会長 1名 監事 1名
- (6) 総監督 1名 **各クラス監督3名**
- (7) 指導者 各学年より本クラブが認めたコーチ及びインストラクター 若干名
- (8) 保護者会より 保護者会総代表 1名 保護者会総副代表 1名
- (9) 書記・会計 各2名・学年代表 各1名

第10条 (互選) 前条の役員は、本クラブ指導者及び保護者会（育成会）の互選により選出する。

- (2) 代表は、本クラブを代表し、本クラブの職務、活動を統轄する。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、代表が活動できないときは、その職務を代行する。
- (4) 指導者は、本クラブの活動を指導する。
- (5) 会計は育成会（保護者会）の会計が兼任し、本クラブの会務を担当する。
- (6) 監事は育成会（兼任監事 顧問・代表）の監事が兼任し、会計を監査する。

第11条 (任期) 本クラブの役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

- (2) 本クラブの役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 育成会

第12条 このクラブに育成会を置く。
育成会については別に定める。

第5章 会計

第13条 (会計) 本クラブの会計は、クラブ員の納める会費（部会費、育成会費を含む）、寄附金、補助金、その他の収入をもって支弁する。会費については、別に定める。

- (1) 伝法SS（伝法サッカースクール）の会計は、本クラブ会計と統合する。
- (2) （部会費） 毎年3年生以上は 12.000円、2年生以下 6.000円とし、毎年の総会時に、**前期分(4月)**として3年生以上は6.000円、2年生以下3.000円、**後期分(10月)**として3年生以上は6.000円、2年生以下3.000円を2回に分けて納入する。

また、以下の下記の費用を部会費以外に合わせて**前期に納入する。**

- ① 日本スポーツ少年団団員登録料・・・1.200円/年
- ② スポーツ安全協会保険料（1年間） 800円 途中登録者も、800円
- ③ ユニフォームリース料 1.200円/年（1年生以上）

なお、いったん納入した会費等は理由の如何に問わず返金しない。

第14条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第15条 （事故の責任）

- (1) 顧問、指導者の指示以外の事故においては、自己の責任にて行うものとする。
- (2) 万一事故が起きたときは、このクラブや顧問、指導者に、故意または重過失がある場合のみスポーツ保険の補償範囲内でのみ対応するものとする。
それ以外は、いかなる管理責任を負わないものとする。

第16条 （保険の加入）

本クラブ登録に明記されたクラブ員、スクール会員とその全て保護者及び指導者は（財）スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第5章 規約の改正

第17条 （規約の改正及び解散）

本規約は、役員承認を得て改正することができる。また、本クラブの解散は育成会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附 則

本規約は、平成8年6月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成13年4月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成19年4月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成20年4月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成22年4月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成23年4月1日より施行する。

一部改定 本規約は、平成25年4月1日より施行する

一部改定 本規約は、平成26年4月1日より施行する

一部改定 本規約は、平成29年4月1日より施行する

一部改定 本規約は、平成30年4月1日より施行する

伝法フットボールクラブ育成会規約

(総 則)

第1条 本会は此花FCジュニア.伝法を伝法FC保護者会（以下育成会）と称し事務所を、大阪市立伝法小学校内（大阪市此花区伝法 3-13-10）に置く。

(目 的)

第2条 育成会は此花FCジュニア.伝法の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) 此花FCジュニア.伝法の活動の目的達成のための育成援助
- (2) 此花FCジュニア.伝法が参加する交流活動、大会参加への援助
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 広報活動
- (5) 会員相互の親睦と体力向上のための活動
- (6) 地域及び学校行事活動への協力と援助
- (7) その他、此花FCジュニア.伝法の育成に必要な事項への援助

(組 織)

第3条 育成会は此花FCジュニア.伝法の保護者および本クラブの目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(役 員)

第4条 育成会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 1名、学年総代表 1名、学年副代表 1名、書記 2名
各学年代表 若干名、会計 2名、監事 2名

(役員の仕事)

第5条 前条の役員は、育成会の互選に選出する。

2. 会長は、育成会を代表し会務を統括する。
3. 学年総代表は、会務を代行する。
4. 学年副代表は、学年総代表を補佐し支障があるときは、会務を処理代行する
4. 会計は、此花FCジュニア.伝法と育成会の会計を兼任し管理する。
5. 書記は、此花FCジュニア.伝法の毎月の予定表作成し、全ての活動を記録し、その資料を作成保存する。
6. 学年代表は、各学年のクラブ員、保護者への連絡に当たる。
7. 監事は、此花FCジュニア.伝法と育成会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 育成会の会議は総会、役員会とし、会長又は、毎年度始め学年総代表が招集して
その運営に当たる。

(会計)

第8条 育成会の会計は、育成会員の納め会費、寄附金、その他をもってこれに当たる。

2. 育成会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

3. 育成会の団員保護者は、全員スポーツ安全保険に加入する。

また、その保険料は別途、新年度初めに納入する。(800円/年間)

育成会費(保護者会費)として1家庭 6,000円/年とする。

附 則

本規約は平成25年4月1日より施行する。

本規約は平成30年4月1日より施行する